

(仮称) 北海道厚田風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 5 月

東急不動産株式会社

目 次

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧.....	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催.....	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数.....	3
3. 環境影響評価方法書についての意見の把握.....	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第 2 章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解 .	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月の間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和6年3月22日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和6年3月22日（金）付けの下記の新聞紙面に「公告」を掲載した。

・北海道新聞 札幌版

② 広報による公告（別紙2参照）

下記の広報に「お知らせ」を掲載した。

・広報いしかり（令和6年3月号 No.856）

③ インターネットによるお知らせ（別紙3参照）

下記のウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

・当社のホームページ

(3) 縦覧場所

関係自治体庁舎 5 か所において縦覧を行った。また、インターネットの利用による縦覧を行った。

① 関係自治体庁舎での縦覧

- ・石狩振興局保険環境部環境生活課
- ・石狩市役所環境課
- ・厚田支所市民福祉課
- ・浜益支所市民福祉課
- ・石狩市民図書館

② インターネットの利用による縦覧（別紙 3 参照）

- ・当社のウェブサイト

<https://tokyu-reene.com/news/hokkaidoatsuta2.html>

(4) 縦覧期間

縦覧期間：令和 6 年 3 月 22 日（金）から令和 6 年 4 月 22 日（月）まで

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 7 名であった。

（内訳）石狩振興局保険環境部環境生活課	0 名
石狩市役所環境課	1 名
厚田支所市民福祉課	0 名
浜益支所市民福祉課	2 名
石狩市民図書館	4 名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(別紙1 参照)

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和6年3月30日（土）10時00分から
- ・ 開催場所：花川北コミュニティセンター 会議室A・B・C
（北海道石狩市花川北三条2丁目198-1）
- ・ 来場者数：18名

- ・ 開催日時：令和6年3月30日（土）15時00分から
- ・ 開催場所：望来コミュニティセンター 多目的ホール
（北海道石狩市厚田区望来27-7）
- ・ 来場者数：7名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

(別紙4、別紙5参照)

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月22日(金)から令和6年5月7日(火)まで

(縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。

- ① 縦覧場所に設置した意見書箱への投函
- ② 当社への書面の郵送
- ③ 当社へのメール送付

(3) 意見書の提出状況

合計17名の方から20通の意見書が提出され、意見の総数は84件であった。

第2章 環境影響評価方法書について環境の保全の見地から提出された意見の概要と事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は74件であった。それに対する当社の見解は表2-1のとおりである。

表2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

No.	意見の概要	事業者の見解
1	本事業における貴社の石狩市内での説明会に参加、及び石狩市環境審議委員会での貴社の説明も傍聴致しました。 参加しての感想は、このような大きな事業を行うにあたって、東急不動産の誠意の無さとアセス書作成の気象協会のいい加減さには呆れ、怒りさえ感じました。 説明会では、問題点や間違いを指摘されても反省の言葉もなく、言い訳をする。このような説明で次のステップへ進んでいこうとする東急不動産を信用することは出来ず、許される事ではない。 ◆説明会で配られたリーフレットのP3：厚田の宝である豊かな自然資源(動物、緑、風など)を、地域の皆さまと共に育み、未来に繋ぐ取り組みを通じて、地域の皆様とともに厚田の自然の恵みを楽しむ『地域共生型の再生可能エネルギー事業』を目指していきます。その先に、再生可能エネルギーの導入によるカーボンニュートラルと生物多様性の保全に資する取り組みによるネイチャーポジティブを同時に実現する、新たな風力発電事業があると考えています。 と標記している。 ①”厚田の自然“を地域のシンボルに - 参加者による可能性に対する意見や質問に対し、貴社は【難しいと思っている】と応えていた。 ②“厚田の風を地域の電力に” - 貴社の考えている地域・地元とは何処を指しているのか。厚田区の電力消費量を調べると判ることですが、厚田の今ある自然の状況を破壊し、大型風車を15基建て最大91,500KWなど全く必要無いのである。 ③“厚田の山を学びの場に” - 風発の下に集う写真、子供たちが植生の観察・植林をする写真を掲載しているが、風力発電から発生する低周波や超低周波で健康被害が起こることは、海外では既に研究発表されている。 - 最低でも20キロメートルは離れて暮らした方が良いとの研究などはご存じないのであろうか。 ・「政府が推し進めている再エネ計画でもあり、日本では風力発電による健康被害は確認されていない。認知していない。」などの回答をして、この計画を推し進めることは到底許されるものではありません。 *ポルトガル出身の科学者マリア・アルヴェス・ペレイラ氏の2018年のフィンランドのインタビューニュースをみてください。	石狩市環境審議会をはじめ、皆様から頂いたご意見及びご指摘は、引き続き真摯に受け止め、計画に反映してまいります。 ①”厚田の自然“を地域のシンボルに 脱炭素推進と生物多様性保全はどちらも重要な社会課題であると認識しており、その両方に貢献ができる事業とすることは決して容易なことではないと認識しておりますが、本事業においてできることを検討してまいります。 ②“厚田の風を地域の電力に” 石狩市の脱炭素戦略に賛同し、本事業において発電した電力については、石狩湾新港エリア(REゾーン)へ供給する計画を一案として検討しています。石狩市民の皆様にとって価値のある事業となるよう取り組んでまいります。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成29年5月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」(環境省、平成29年5月)を参考にしながら評価いたします。また、最新の知見の収集に努めます。

2	P 4 : [耕作放棄地、人の手で開発された土地] といえ、地元においては生物の貴重な生活環境となっています。 また [林道を活用することで、環境改変を可能な限り抑え] とありますが、大型の風力発電の機材を現場まで搬送・搬入するにあたり、既存の林道が大幅に改変されることはあきらかであり、改変に当たって前もって広く石狩市民に知らせる事無く行うことは許されません。(例えば、石狩市役所に説明に行き許可を取りつけたとしても、そのことが広く石狩の住民が許可したということにも、説明を受けた事にもなりません。) ・風力発電の基礎工事に伴い地下水の汚濁・汚染などによる古潭漁港への影響も懸念されます。山は海へと繋がっています。どのように考えているのでしょうか。	今後の現地調査結果を踏まえ、可能な限り改変面積を小さくするよう検討してまいります。 風力発電機設置場所付近は尾根部であり地下水脈が存在することは考えにくいものの、着工前に実施するボーリング調査で地下水位を把握した上で万一地下水脈が存在した場合は地下水脈に影響を与えないような工事計画を策定いたします。
3	P 7～10 : 全て風力発電建設・設置後の取り組み案ではないのか。 ・建設前に2～3年のモニタリングを行うことは必要であり、稼働後も引き続きモニタリングを行うことで、より確かな情報といえるのではないのか。	本事業の計画段階においては、環境影響評価の中で現地調査を実施いたします。猛禽類については約 1.5 年、それ以外の鳥類などの動植物については基本的に 1 年間の調査を行います。他にも騒音や景観等についても調査いたします。 上記調査を経て、現地の環境を把握した上で、本事業の稼働後のモニタリング調査について、実施すべき種や方法等を検討してまいります。
4	・アセス書で文献等の情報はあがるが、この地域は調査が行われていないに等しく、アセス書を鵜呑みにすることは出来ない。アセス書内に北海道に生息しない<ヤマドリ>の表記があり、信用できるアセス書ではないと感じている。	この地域は調査が行われた事例が少ない地域であるので、現地調査にて動植物の生息・生育状況の把握に努めます。また、ヤマドリについては、本州の事例を含めた一般的な記載としておりました。ご指摘のとおり、ヤマドリについては生息数が少ないと考えられますので、コウライキジ等をクマタカの餌種として検討いたします。
5	P 8 取り組み案①草原性鳥類の子育てモニタリング調査方法；どこの機関が1か所につき1回に何人の体制で行うのかを明確に！ 調査時期；留鳥や渡り鳥にしても、気候の変動や気象条件により移動の時期や繁殖時期には幅がある。この事から貴社の設定では期間が短すぎ確かな情報を得ることはできない。モニタリングと言って胸を張れるようなものではないのは明らかである。モニタリングは何年間行う予定か、また調査結果は日を置かずして公表する事を強く望む。	ネイチャーポジティブ等の記載につきましては、先行して鳥類調査を実施した現段階で考えられる素案を記載したものです。具体的な計画につきましては、今後の現地調査の結果をふまえ、有識者、石狩市及び環境省等へご相談しつつ、適切に計画を更新していく予定です。 なお、方法書に記載しております動植物の調査期間については、専門家へのヒアリングなどを踏まえて設定しております。調査、予測及び評価の結果については準備書にて公表いたします。
6	P 9 取り組み案②ネイチャーポジティブの実学プログラムの実践 プログラム1・2・3及びツール1・2を貴社が検討するだけではなく、主体性を持ち何年にもわたり実践していく計画であっても、前述したように健康被害が出る可能性のある中、その危険性を告知することなく風力発電機の下、“環境教育”“保全活動”“市民協働”の文言で多くの市民を保全・調査活動へ参加を募ることは承服しかねる。	環境教育等のネイチャーポジティブに関する記載につきましては、先行して鳥類調査を実施した現段階で考えられる素案を記載したものです。具体的な計画につきましては、今後の現地調査の結果をふまえ、有識者、石狩市及び環境省等へご相談しつつ、適切に計画を更新していく予定です。 なお、これまでに弊社が他風力発電所にて実施したイベントにおいて、風車騒音が起因となる健康被害の申し出の事例はなく、風車下での活動そのものに危険性はないと判断しております。
7	P 10 取り組み案③ 『30by30 目標』というのであれば、この地区の生物多様性の損失を食い止めるためにも、今回の風力発電計画を諦めて下さい。	脱炭素推進と生物多様性保全はどちらも重要な社会課題であると認識しています。その両方に貢献ができる事業となるよう検討してまいります。
8	裏表紙 説明会でこの写真を「東急不動産は生物多様性の輪を広げていっている。都市(東京など)でビル建設の中での実績ですが、今回のような地域での実績はない。」ともお話しされていました。 ・自然が残っている地域の北海道に暮らす者に対し、	・弊社は、東急リゾートタウン蓼科における、「30by30 目標」の達成に向けた自然共生サイト(OECM)への申請など、首都圏以外においても、生物多様性保全に資する取組みを行っております。 ・計画予定地は現在、耕作放棄地となっておりますが、そこに生息する生物への影響は、環境影響評価

	説明資料にこの写真を掲載しコンクリート社会での実績を披露するのは場違いであり、失礼な事と感じ貴社の態度には呆れるばかりである。 計画予定地は、本州企業の東急不動産の評価は、何もない耕作放棄地で、現状は荒地に近い（P1に表記の文言です）かもしれませんが、多くの生命体が生息の地とし、また自然の力で元に戻ろうとする場でもあります。	の手続きを通じて、適切に予測・評価してまいります。 ネイチャーポジティブに関する取組みにつきましては、今後の現地調査の結果をふまえ、有識者、石狩市及び環境省等へご相談しつつ、適切に計画を検討してまいります。
9	◆該当地域家庭に個別に説明に回ったと伺っています。 個別訪問したことは企業の戦略と感じていますが、貴社の言葉とリーフレット等の持参での説明は、抜け駆けに等しくフェアなやり方ではない。 - 地権者は土地を離れている方、また加齢により土地の管理が難しくなった方もいらっしゃるかと思います。しかし、そんな方達のところへ説明会開催前に、事業を計画している貴社が戸別訪問し企業側の言葉のみで説明をして歩くなど、許される行為ではありません。 - 政府、企業、マスコミも再生可能エネルギーの（風力発電・太陽光発電・バイオマス発電など）リスク・デメリットは殆ど伝えず、《CO2削減・カーボンニュートラルの実現を》と一方的な偏った発信が多い中で、このような対応はあってはならないことです。 - 地域住民がともに説明会に参加し、他の住民の意見を聴く機会を奪ったことに等しく、まったく姑息なやり方だと感じている。この事からも本事業者である東急不動産は誠意がなく、信用ができない企業なのではないかと感じている。 これ以上石狩の自然や景観、安心して住める安全な環境を壊さないで下さい。 この計画には、反対します。計画からの撤退を強く望みます。 *石狩湾岸の風力発電を考える石狩市民の会が制作しているリーフレットの一部ですが（NO.は付けられませんでした。）意見の一部として添付いたします。是非お読みください。 以上	環境影響評価の手続きに則り、法定の住民説明会を実施した上で、事業者の任意の対応として、本事業についてよりご理解を頂くために、近隣住民の皆様は個別に訪問し、事業についてのご説明をしております。 なお、弊社からの一方的な事業説明だけでなく、近隣で既に稼働している大型風車に対してのご懸念などをヒアリングし、相互理解の促進に努めております。 リーフレットを添付いただきありがとうございます。確認させていただきます。

（意見書2）

No.	意見の概要	事業者の見解
10	『字体が異なるための誤解ではすまされない！！』 上記（意見書に表記）の字体では、 「-」が上の方になっている。 tokyu-land.co.jp 「1」はどうみても1 Lの小文字には見えません。 又、アドレスは普通は 全小文字ではないのでしょうか？ 今回、このページに記載してある大文字も使用したのは、見た事も有りません。 何故今回回答メールできたような tlc_assessment@tokyu-land.co.jpになさらなかったのか…悪意さえ感じます。	ご案内が分かりづらく大変失礼いたしました。今後は「1(小文字のl)」と「1(数字の一)」の区別が明確になるようフォントを工夫いたします。

(意見書 3)

No.	意見の概要	事業者の見解
11	日本自然保護協会は、自然環境と生物多様性の保全の観点から、北海道石狩市厚田区で計画されている（仮称）北海道厚田風力発電事業（事業者：東急不動産株式会社、最大 91,500kW、基数：最大 15 基）の環境影響評価方法書（作成委託事業者：日本気象協会）に関する意見を述べる。 1. 石狩市における風力発電ゾーニング計画書と整合を図るべき 本事業の事業実施区域の約 89%が、石狩市における風力発電ゾーニング計画書が定める環境保全エリアとなっている。風力発電ゾーニング計画書 P.9 で、環境保全エリアは、生活環境、自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア」とされている。本アセス図書 P.344 で記述されているように、当該風力発電ゾーニング計画書には厚田区の動植物に関する評価が不十分などの問題があり、現地の環境と齟齬がある可能性はある。しかし、石狩市が、全域を対象とするアンケート調査や環境調査などの正当な手続きを踏んで作成したものである以上、最大限、尊重すべきである。風力発電ゾーニング計画書の環境保全エリアで大規模な風力発電計画を行うことは、各地で推進されている再生可能エネルギーの適正なゾーニングの取り組みを蔑ろにするものであり、自治体や地域の理解を難しくすることになる。	「風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業（北海道 石狩市）報告書（平成 30 年 3 月、石狩市）」（以下、石狩市ゾーニング計画という。）に関しては、当時の策定に至った経緯や検討会の内容について、公開されている情報を基に確認しております。 本事業においては、石狩市ゾーニング計画書の環境配慮情報とその基準を確認し、現在認識できている情報を反映した上で、各環境配慮情報について対応方針を検討いたしました。 今後も石狩市様及び専門家等に相談しながら、事業計画を検討してまいります。
12	2. 本事業予定地でのネイチャーポジティブ推進方策 そもそも本事業はアセス手続きの方法書段階であるため、現時点では自然環境への負の影響は十分に評価されていない。そのため、回避や緩和措置の具体的な方策が未確定な状態であり、ネイチャーポジティブの実現を方針に掲げても空論に終わる可能性は否めない。そのことを前提として、以下の意見を述べる。 本アセス図書 P.2 では本事業予定地で、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現をめざす方針を掲げている。しかし、ネイチャーポジティブに向けた取組みに記述されている管理や再生に関する記述内容が乏しく、目指す方向と対策とのギャップが大きい。 さらには、ネイチャーポジティブへの理解が乏しいことも記述内容から読み取れる。活動案①に掲げている希少鳥類のモニタリングの実施は、あくまでも個体数の回復・維持・減少を把握することが目的であり、より重要なのは、その結果に基づいて、必要な対策を取ることである。そのため、本アセス図書で示されている希少鳥類のモニタリングの実施内容では不十分である。 また、IUCN は、2023 年に発行した「Nature Positive for Business」の中で、ネイチャーポジティブをめざすための 10 の基本原則を掲げているが、本事業はこの 10 原則に即したのではない。Nature as a whole の原則に鑑みれば、草原環境の保全目標は生態系全体であるべきであるが、本アセス図書では鳥類の保全だけが示されており、他の動植物の記述が一切見られず、生態系全体を保全する視点が欠如している。	ネイチャーポジティブ等の記載につきましては、先行して鳥類調査を実施した現段階で考えられる素案を記載したものです。具体的な計画につきましては、今回ご意見いただいた点及び今後の現地調査の結果をふまえ、有識者、石狩市及び環境省等へご相談しつつ、適切に計画を更新していく予定です。

	活動案③の自然共生サイトへの申請についても、国が定める基準にある通り、管理主体や活動計画に関する「ガバナンスに関する基準」や、「活動による保全効果に関する基準」を満たす必要がある。保全活動の検討やその継続的な活動体制についての記述がないまま、自然共生サイトへの登録を検討するという記述だけが先行している状況は、保護地域をめぐる国際課題の一つペーパーパーク（机上の地図では設定されているものの管理が伴わない保護地域）の OECM 版を作る行為ではないかという疑念さえ生みかねない。 以上のように、本アセス図書で示されている保全活動では、カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現目標は、負の影響がある事業実施を正当化するための免罪符と捉えることが可能であり、典型的なグリーンウォッシュと言わざるを得ない。 以上	
--	--	--

(意見書 4)

No.	意見の概要	事業者の見解
13	説明会で述べた意見の補足 北海道知事意見 1 総括的事項 （５）今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市町村、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。 関連する内容で、当別町の配慮書段階での説明会が開催されましたが、この度の方法書の説明会において、当別町での説明会が開催されないのかを質問したところ、当別町役場に問い合わせた結果、説明会の開催に至らなかったとの回答でした。 この件について、役場からは開催について必要がないとの回答であったのか。 また、誰がどのような経過で説明会不要の判断に至ったのか説明して下さい。	配慮書段階において、当別町様をはじめ近隣自治体に対して、環境影響評価手続きにおける関係自治体を含めるかどうかの確認を実施しました。その時点で当別町様よりご要望を受け、配慮書段階においては関係自治体に選定をしておりました。 方法書段階においては、関係自治体の設定や景観の影響範囲の検討について当別町様にご説明をし、ご納得いただいたため、関係自治体には含めないこととしております。
14	（６）インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷やダウンロードを可能にすることや、図書内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上につとめること。 方法書の内容について理解を深めるため、印刷やダウンロードを試みましたが、出来ないため画面から内容を筆記することになりました。この事について質問すると、必要な１ページごとに印刷できると回答されましたが、帰宅してパソコンを操作しましたが全くできませんでした。 操作の手順すら記載されておらず、プロでなければ作業ができないことは、知事意見を無視しています。配慮書の回答で御社は、方法書までに方針を決定できるように努めますと回答しています。 知事意見の内容について、方法書で具体化しなかったことを、道の関係部署に報告して下さい。こちらからも連絡いたします。	環境影響評価図書の縦覧に際して、一般的な操作で印刷ができることは確認しておりました。今後、より丁寧なご案内方法を検討いたします。
15	コウモリの調査において、無届でコウモリを捕獲す	コウモリの捕獲については北海道及び環境省に鳥獣

	ることは鳥獣保護管理法に違反し、5年以下の懲役または100万円以下の罰則を受けることになります。この度の説明会で、私はコウモリはバッドストライクではなく風車の回転による気圧の変化から肺気腫を起し墜落死することを述べました。カナダの調査では風車の周りで死んだ動物の6割がコウモリであったと報告されています。コウモリを無届で捕獲すると罰則を受けるものが、風車によって肺気腫で殺すことは、何の罪に当たるのでしょうか？ご回答願います。	捕獲申請を行った後に調査を実施いたします。また、風力発電機の稼働によるコウモリ類の死亡については罪にはなりません、コウモリ類に関しては捕獲調査のほか、音声モニタリング調査を実施し、コウモリ類の生息状況の把握に努め、これらの調査結果を踏まえ、コウモリ類への影響を極力低減できるよう、事業計画を適切に検討してまいります。
16	表 3.1-28 P60 方法書の文献調査では、厚田地域で4種類のコウモリが確認されています。その内のモモジロコウモリとヒナコウモリに、東京大学外の獣医学関連研究部によってアデノウイルスの存在が確認されています。近接する八ノ沢の環境調査では、ニホンキクガシラコウモリのエコーロケーションが確認されています。 昨年、鳥インフルエンザに感染して死んだキツネを、カラスが集団で突いている映像がニュースで放映されました。鳥インフルエンザが哺乳類に初めて感染しました。感染症がこの様にして拡大することが判明したのです。風車設置による自然環境破壊は、必然的に人間に対して大きな影響を与えます。御社では、このような事態をどの様に考えているのか見解を述べて下さい。	コウモリ類に関しては捕獲調査のほか、音声モニタリング調査を実施し、コウモリ類の生息状況の把握に努め、これらの調査結果を踏まえ、コウモリ類への影響を極力低減できるよう、事業計画を適切に検討してまいります。
17	表 2.2-5 (1) P28 12. 斐太工務店 どの時点の情報ですか。会社名、基数が違います。	注釈に記載のとおり、方法書作成時（令和6年1月）に環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省 IIP）を参照しておりました。そこには当該事業の評価書届出時の情報が記載されております。ご指摘のとおり、当該事業の運転開始についての発表を確認すると、事業者名及び基数が変更になっておりますので、準備書作成時に最新情報を確認した上で修正いたします。
18	2.2-18 (23) 工事用道路の排水路について 排水路の法頭もしくは地盤（地山）の保護が必要ではありませんか。このままでは、法面の浸食が拡大します。道路の素掘り側溝では、勾配から底面の浸食から道路の浸食に至ります。 河川汚濁防止のため沈砂池はパイロットファーム事業跡地に設置されているのでしょうか。八ノ沢の工事完成現場を見て下さい。排水路が激しく浸食されています。	今後実施する現地調査を踏まえ、風車配置を検討してまいります。風車配置、土地変更箇所等を踏まえ、排水設備の仕様及び沈砂池の設置場所を検討してまいります。
19	緑化について 在来種による緑化となっていますが？	改変部分のうち、切盛法面は可能な限り在来種による緑化を実施し、法面保護並びに修景等に努めてまいります。
20	近傍に望来豚の飼育場があり、低周波・超低周波音に敏感な動物に対する対策はどのようなことを考えていますか。 環境影響評価で養豚、乳牛、養鶏など家畜の現状（事前）をしっかり把握し被害が生じた場合、相応の補償が必要です。ヨーロッパでは、牛の乳量減少や奇形の仔牛、黄身の無い卵など影響は顕著であり、風力発電設備から800mの隔離距離は人体にも大きな影響があると考えています。 風力発電機の運転開始時には、御社も低周波音・超低周波音の測定をされると考えますが、同時に私たちも測定し地域住民にお知らせします。	本事業における影響が確認された場合は、養豚場様と相談の上、補償等の対応を検討いたします。なお、養豚場様には個別で本事業のご説明をしておりますが、引き続きご理解いただけるよう努めてまいります。なお、騒音・超低周波音は野生動物や家畜等にストレスを与える可能性があります、風力発電機から発生する騒音・超低周波音については確認できる知見によると、国内では因果関係がみられない、あるいは騒音に対して馴化するため、影響は限定的と考えられています。また、牧場の周辺に風力発電機が設置されているも事例も確認されております。
21	各地で、風力発電設備の転売が起きています。御社はそのようなことはありませんか。	事業稼働後も、弊社（グループ会社を含む）で保有する前提で事業を計画しております。
22	方法書の作成 当該地の風況調査を行っていると思いますが、データ	風況データの開示は予定しておりません。

	を開示して下さい。	
23	説明会出席者の意見より 説明会参加者から石狩の浜辺に生息するアリが、風車の振動によっていなくなってしまったとの発言がありました。風車は羽根自体がグラスファイバー製なので、風を受けると常に振動してタワーから地盤に伝達されます。また、風によるカルマン渦の発生によってタワー自体も振動します。同様なことが風力発電について自然環境の破壊、人体に与える影響（第2ドイツZDF制作の放送）について既設風車（石狩には多くの風車があります）からの騒音の測定を行いデータを収集して報告してください。測定が決まりましたら立会します。	既設風車の騒音に関する情報収集に努めます。今後、本事業において採用予定の風車情報を基に、本事業による環境影響を予測、評価してまいります。

(意見書5)

No.	意見の概要	事業者の見解
24	1. 今回、石狩市ゾーニング計画書との調整のために2023年繁殖期の鳥類調査を行なっているが、これが科学的に意義があり、妥当なものであるかを検証するには専門家1名の意見聴取では心もとない。日本鳥学会と日本生態学会に意見聴取を行ってください。	ヒアリングを行った専門家は、石狩市ゾーニング計画の策定時に石狩市環境審議会にて鳥類の専門家として審議に参加されており、また長年に亘って北海道道央地域において鳥類の保全活動に携わってきた経験があり、当該地域の鳥類相に関する豊富な知見を有していることから、意見を仰ぐ専門家として適切であると判断しております。また、方法書 P. 362 にも記載のとおり、2016 年の石狩市ゾーニング計画策定時と 2023 年の同一地点における結果を比較すると、確認種数や優占種の傾向は類似しており、調査精度や調査時期の設定に問題はなかったと考えられ、調査結果は妥当であると考えております。
25	2. 2023 繁殖期鳥類調査は、調査地点の環境によって鳥類の見られる頻度や種類も変わると思います。また、調査時間帯によっても随分変わると思います。日の出直後と 9 時 30 分近くではかなりの差が出ると考えられます。それなのに、各調査地点のデータを平均して比較するというのは不適切である。	ご意見のとおり、鳥類相は調査地点の環境によって確認種や個体数が変化します。調査手法につきましては、方法書 P. 358 に記載のとおり、「風力発電ゾーニング計画書 資料編(平成 31 年 3 月度、石狩市) 資-70～77」を参考に設定しております。調査手法や調査時間帯につきましては、既往調査（石狩市ゾーニング計画策定時の調査）の結果と比較することで、調査結果の妥当性を検証することを目的としており、調査計画策定段階において専門家からも同意を得たうえで実施しております。
26	3. 2023 繁殖鳥類調査の確認種数、確認個体数、多様性指数の結果をもとに事業地と石狩市ゾーニング地点との生物多様性を比較し、事業予定地の方が多様性が低いとしているが、これだけで結論付けるのは甚だ疑問である。	鳥類の調査結果につきましては、方法書 P. 368 に記載のとおり、「対象事業実施区域内の環境は、石狩市 C サイト内の一般的な丘陵地・山地と比べて比較的繁殖期の鳥類における多様性が低い傾向が確認されたものの、生物多様性の評価にあたっては、今後実施する環境影響評価における各季節・各分類群の調査の結果を踏まえ、総合的に判断する必要があると考えられる。」と考えております。今後の現地調査において他の分類群の生息・生育状況についても適切に把握するとともに、今後は総合的に判断していく方針です。
27	4. 2023 年繁殖期鳥類調査の結果は、事業地の内外の比較に加え、事業地内の地点間の比較を行っても、事業の検討に有益なデータは得られないと考える。	本調査の目的につきましては、方法書 P. 357 に記載のとおり、「計画段階環境配慮書に係る北海道知事意見のうち、「平成 30 年度 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業報告書（平成 31 年 3 月、石狩市）」（以下、石狩市ゾーニング）との調整に関する指摘への対応として、既往調査の手法を踏襲した現況調査を実施することで、対象事業実施区域及びその周囲における繁殖期の鳥類の生息状況について検討すること」としております。
28	5. 2023 年繁殖期鳥類調査地点の半径 100m の範囲内で確認された小型鳥類の確認種数は、調査地点周辺にお	ご指摘の件につきましては、方法書 P. 368 に記載のとおり「対象事業実施区域内では、確認種数にはばら

	ける環境の多様度と相関があるとはいえない。そのため、多様性の指標として扱う事はできない。	つきが見られたが、地形や周辺植生との関係は認められなかった。これは、鳥類の行動圏が比較的広く、調査範囲内の環境に依存しない種・個体が、調査結果に影響を与えたことが要因である」と考えております。また、調査手法の策定にあたっては、No.25に回答しておりますとおり、既往調査の手法を踏襲し結果の比較を行っていることから、手法・結果ともに妥当であると考えております。 なお、今後の環境影響評価手続きでは、生態系の項目において草原性鳥類について生息環境の調査、予測及び評価を行う方針です。
29	6. 事業計画地内に比較的多様度の低い地点があったとしても、建設適地として検討できるとは限らない。	今後の環境影響評価手続きにおいては、調査、予測及び評価の結果をふまえ、適切な環境保全措置を検討することで、影響の回避及び極力低減できる事業の計画に努めてまいります。
30	7. ゾーニング計画書の環境保全エリアに対する本事業の対応方針で、「石狩市ゾーニングでは石狩市全域を対象としたためメッシュサイズが大きく、事業の局地的な適地検討に当たっては、必ずしも適切なスケールではない。より詳細なスケールで見れば、石狩市ゾーニングの環境保全エリアにおいても適地が存在する場合があると考えられる。」という専門家のコメントを得たことで、環境保全エリアにおいても風車が設置できるというお墨付きを得たようになっている。しかし、これでは何のためのガイドラインかということになる。環境保全エリアへの風車設置は最初から除外すべきである。	本事業においては、石狩市ゾーニング計画書の環境配慮情報とその基準を確認し、現在認識できている情報を反映した上で、各環境配慮情報について対応方針を検討いたしました。 今後も石狩市様及び専門家等に相談しながら、事業計画を検討してまいります。
31	8.『地域共生型の再生可能エネルギー事業』カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現に書いてあることを行っても、気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフ解消には全くなりません。事後調査や環境教育、自然共生サイトへの登録をしても生物多様性の損失には役に立ちません。やらなければならないのは、風車の設置をやめて、生き物の生息環境を守ることです。	脱炭素推進と生物多様性保全はどちらも重要な社会課題であると認識しています。その両方に貢献ができる事業となるよう検討してまいります。 ネイチャーポジティブ等の記載につきましては、先行して鳥類調査を実施した現段階で考えられる素案を記載したものです。具体的な計画につきましては、今後の現地調査の結果をふまえ、有識者、石狩市及び環境省等へご相談しつつ、適切に計画を更新していく予定です。

(意見書 6)

No.	意見の概要	事業者の見解
32	北海道の環境問題は日本国民の当事者問題であり意見を申し上げる。 ①バードストライクの回避、低減の為、ブレードは白や黄色でなく、より視認性の高い赤、黒色に塗って下さい。ノルウェーの科学者の研究でブレードを黒色に塗って衝突事故が 70%減らせたという結果が出ています。(2022年8月9日読売ネット)	今後実施する現地調査結果より、鳥類の衝突確率を算出の上、環境保全措置が必要となる場合、ブレード塗装等について検討いたします。
33	②元旦の能登半島地震の時も、ブレードが折れ落下するなどの被害が起こっている。貴社が予定している巨大風車は衝突事故のリスクが高く、広範囲でのシャドウフリッカーや甚大な二次被害が想定される。強風に弱いプロペラの風力発電機でなく垂直軸型マグナス風力発電を検討して頂きたい。	想定される地震荷重や台風など強風による風圧荷重に対し十分耐え得る風車を選定いたします。また、今後実施する現地調査結果を踏まえ、鳥類の衝突及び風車の影の影響を予測・評価し、可能な限り鳥類及び風車の影の影響を回避または低減した事業計画を検討してまいります。 なお、垂直軸型マグナス風力発電機は、現在本事業で想定している風車と比較し発電出力が小さいため、代替案としての検討は難しいと考えています。
34	③大部分が耕作放棄地と繰り返し主張されるが、設置予定地には広大な森林地帯が含まれている。(特に左図赤印のところ。) 森林伐採や改変を抑えた事業計画	今後実施する現地調査結果等を踏まえ、森林伐採や土地改変を極力抑えた事業計画の検討に努めてまいります。

	とはほど遠いのは明らか。 範囲を縮小し、設置基数を減らすべきである。	
--	---------------------------------------	--

(意見書 7)

No.	意見の概要	事業者の見解
35	○この方法書の「要約書」は「本編」を要約したものではないのですか？ アセス書の場合、一般的には「要約書」あるいは「概要書」に書かれていることは「本編」にも書かれています。「要約書」の章立てと「本編」の章立ては同じ構成で、最下段のページ数の部分に「章一節一項」の数字が当てられ、連動して「要約書」と「本編」を見ることができます。一般的には「要約書」は「本編」を要約したものです。 しかし、この方法書の場合、例えば第 4 章ですが、「要約書」が 79 ページのボリュームがあるのに対し、「本編」が 65 ページと小さく、しかも方法書の「本編」に「配慮書」の内容がそのまま掲載されているという不思議な構成です。 第 5 章は、「本編」では「配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」の記載となっていますが、「要約書」では方法書を委託した事業者「一般財団法人日本気象協会」のことが記載され、ここで終了しています。 「要約書」が「本編」の要約をしていません。何なののでしょうか？ さらに、「本編」の第 7 章には、再び 38 ページ (385～422 ページ) にわたり「配慮書」の記載があります。もう少し、検討し、推敲を重ねて「方法書」を作成すべきです。 このような「配慮書」との堂々巡りの構成の方法書では、読む人にとって何が何だかさっぱりわからず、住民を混乱させてしまう「方法書」になっています。 本当に恥ずかしいものになっています。この「方法書」を受理したお役所は、もっと恥ずかしいお役所だと思えます。 こんな変な「方法書」を住民に縦覧させる東急不動産株式会社は、この（仮称）北海道厚田風力発電事業からどうぞ撤退してください。	要約書は本編を要約したものです。章立てについては同じ構成ではありません。事業計画や調査、予測及び評価の手法など、章を絞って要約書に記載しております。要約書の章立てとそれに対応する本編の章は以下のとおりです。 要約書 : 本編 第 1 章 : 第 1 章 第 2 章 : 第 2 章 第 3 章 : 第 3 章 第 4 章 : 第 6 章 第 5 書 : 第 8 章 また、ご指摘のとおり、本編の第 4 章及び第 7 章には配慮書段階での調査、予測及び評価の内容を掲載しております。これは「発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省)に沿った形としており、一般的な構成だと認識しております。
36	○嶺泊地区のニシンの重要性と生物多様性について 「第 3 次石狩市漁業振興計画ー持続可能で魅力ある漁業を目指して」(令和 4(2022)年度～13(2031)年度) 令和 4 年 石狩市)のニシン刺し網漁業 (P.20) によれば、1996～2007 年度にわたり「日本海ニシン資源増大推進プロジェクト」により、ニシンの種苗生産が行われました。生態や資源管理等についての試験研究も進められ、その結果として、厚田地区がニシンの産卵場として重要な位置にあることや、石狩川河口域が幼稚仔魚の養成場となっていることが明らかにされたことが書かれています。 嶺泊地区は特に石狩湾系群がずっと産卵を続け、種苗生産が行われてきた重要な場所です。生物多様性を考える上で、非常に重要であることを忘れてはなりません。 平成 16 (2004) 年に石狩・厚田・浜益の 3 単体漁協が合併して石狩湾漁協が誕生しました。当初、漁協の本所は厚田にありました。 以前、漁協の方でニシンの岸への寄り方と風車の関係を述べている方がおられました。今は撤去されてし	今後の調査を踏まえて、検討いたします。 これまで石狩湾漁業協同組合様には、複数回にわたり事業概要等の説明を実施してまいりました。現時点でご懸念等はいただいておりますが、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。

	まった望来のエコパワー社の 2 基の「風車が建ってから、ニシンが沿岸に寄ってこなくなった気がする」と言っておられました。広い視野である、生物多様性の観点を持っておられる方だと思っています。ニシンが産卵のために沿岸に寄ろうとしても、風車の何かの影響で、寄り付けないのではないかと心配されている方でした。 東急不動産株式会社には、生物多様性の保全の観点から、陸上の風力発電機と沿岸の岩礁の海藻に卵を産むニシンの群衆との関係に思いを馳せてもらいたいと思います。なぜなら、広い石狩湾をめぐる、生物多様性保全に関する重要な地域特性だからです。 私は事業計画を行う場合は、このような広い視野が生物多様性を考える上で必要な視点であると思っています。	
37	○石狩湾に面した厚田の段丘上に風車を建設することについて、同じ石狩湾に面する石狩海岸の一部である銭函海岸の自然度 10（最も自然度が高い）の砂丘上の海岸草原に建設した「リエネ銭函風力発電所」（東急不動産の SPC）を考えることが、東急不動産株式会社の生物多様性の保全の認識を見る試金石だと思っています。 日本生態学会のホームページによると、日本生態学会自然保護専門委員会が提出した要望書を見ることができます。 「銭函海岸における風車建設の中止を求める意見書」 2017 年 6 月 5 日 北海道知事あてに提出 2017 年 6 月 7 日 銭函ウィンドファーム合同会社あてに提出 とあります。また、それ以前にも 2011 年にはすでに北海道知事、日本風力開発株式会社（当時）に要望書を提出していたことがわかります。 石狩湾は、「生物多様性の観点から重要度の高い海域（沿岸域）」に指定されています。 リエネ銭函風力発電所（東急不動産の SPC）は、日本生態学会から 2 度も建設中止の要望書を受け取りながら建設を強行した会社です。 そのような事業者が、アセス書を作成するときに、生態系や石狩市のゾーニング計画について、ヒアリングをする相手が「石狩市企画経済部」であるとするならば、生物多様性の保全を所管とする部署ではなく、石狩市風力発電ゾーニング計画を所管する部署でもないの、生物多様性の保全やネイチャーポジティブが机上の空論に終わってしまっている気がします。 リエネ銭函風力発電所は、石狩市が特に繁殖地として重要視しているアカモズに対して、どのような結果となったのか、「事後報告書」も出せていません。 そのような東急不動産株式会社の（仮称）北海道風力発電事業は不信感の塊でしかないです。事業を中止にしてください。	本事業における、石狩市ゾーニング計画や生物多様性保全に関する取組みの検討に際しては、自治体はもちろんのこと、複数名の有識者にヒアリングを実施しております。本事業における取組みが、机上の空論ではなく意義のあるものとなるよう、引き続き自治体や有識者の意見も頂戴しながら、検討をまいります。なお、石狩市企画経済部へ行ったヒアリングは保安林の指定状況に関するものとなります。 リエネ銭函風力発電所の事後調査につきましては、現在実施中です。 事後調査結果の公表に当たっては、環境影響評価の手続きに則り、関係機関からの確認を受けた上で、公表を予定しております。
38	○167 ページ ⑩北海道自然環境保全指針 a. すぐれた自然地域の指定状況（表 3.2-43）において、「石狩川下流部湿原」（マクンベツ湿原）がすっぱり抜けています。 東急不動産は、石狩市の生物多様性に関して、本当は興味がないように思います。興味があったら、外すわけがありません。残念に思います。 また、「すぐれた自然地域」自然環境調査報告書―道南圏域・道央圏域―（平成 5（1993）北海道環境科学研	「石狩川下流部湿原（マクンベツ湿原）」については、対象事業実施区域から 10km 以上離れております。 「3.2 社会的状況」の「表 3.2-43」では対象事業実施区域の周囲の範囲（図 3.2-11 などの図郭の範囲）を対象としており、その範囲外であるため表 3.2-43 には記載しておりません。一方で、景観については図 3.1-33 にて地域の良好な景観資源について記載しており、マクンベツ湿原の位置を記載しております。 資料編の表 1-1 については、「3.1 自然的状況」の

	究センター)には、第2節 石狩海岸、第3節 石狩川下流部湿原(マクンベツ湿原)があります。このことは、資料編6ページ表1-1(1)文献その他の資料一覧に記載があります。どうして「本編」では外れているのでしょうか? また、資料編の資料一覧No.18・19ですが、対照分類群で第2節 石狩海岸では植物・昆虫類、第3節 石狩川下流部湿原では植物・鳥類のリストがあるのですが、この中でも外れているものがあります。 参考文献をきちんと探しているのか、参考文献にきちんと当たっているのか、とても疑問になり、不信感がぬぐえません。 この文献「すぐれた自然地域」自然環境調査報告書 一道南圏域・道央圏域―第3節 石狩川下流部湿原には、鳥類について以下のように記述もあります。 ・「日本の絶滅のおそれのある野生動物」(レッドデータブック)記載種は、21種が記録されている。そのうち絶滅危惧種のコウノトリはこの3〜4年連続して、春〜秋に石狩川に出現し、今回の調査範囲にも飛来している。・・・ また、石狩鳥類研究会会誌「石狩鳥報」は北海道石狩振興局管内の毎年の野鳥記録を報告しています。 これには、石狩振興局管内野鳥年次記録(2014〜2023)もあり、非常に参考になるものです。たとえば国の特別天然記念物のコウノトリですが、2015、2016、2021年に記録があり、2021年は当別町での記録です。近年の石狩市での目撃情報とも合致します。 「石狩鳥報」を参考文献に加えるべきだと思います。 このような不誠実な方法書のままに事業を進めるのはおかしいです。東急不動産は(仮称)北海道厚田風力発電事業を取りやめるべきです。	「3.1-5 動植物の生息又は生育、植生及び生態圏の状況」において動物相、植物相の把握のために参照した文献その他の資料一覧です。「すぐれた自然地域」については本編p87に掲載しておりますが、情報量が多いため、詳細を資料編にも掲載しておりました。 その他の文献資料については内容を確認した上で必要に応じて準備書以降の図書に掲載いたします。なお、コウノトリについては現在収集している複数の文献で生息が確認されており、その内容を方法書に掲載しております。
39	○石狩市風力発電ゾーニング計画のエリアの更新にまで言及している、東急不動産のアセス方法書(351ページ)は、人口5万人台の小さな自治体の独立性に関わる重大な部分に介入してしまっています。一事業者である東急不動産株式会社は、石狩市のゾーニング計画を遵守することが、アセス手続きを行う立場での道理ではありませんか? 石狩市風力発電ゾーニング計画は、平成29・30年度の2か年にわたり検討委員会等で専門家、各種団体、関係機関、一般公募市民が集まって検討を重ね、パブリックコメントを募集し、石狩市環境審議会で審議するなど、いく重もの市民参加手続き(石狩市市民参加条例に基づく)を経て策定されたものです。一事業者がいく重もの市民参加手続きを経た計画に対し、軽々にエリアの変更にも言及するのは、踏み込みすぎです。 石狩市住民として、受け入れることはできません。 東急不動産株式会社は(仮称)北海道厚田風力発電事業から撤退してください。	複数回の検討を重ね、石狩市ゾーニング計画が策定されたことは認識しており、公開されている情報を基に当時の検討委員会等の内容も確認をしております。 本事業においては、石狩市ゾーニング計画書の環境配慮情報とその基準を確認し、現在認識できている情報を反映した上で、各環境配慮情報について対応方針を検討いたしました。石狩市ゾーニング計画そのものについて、変更等を言及しているものではございません。 今後も石狩市様及び専門家等に相談しながら、事業計画を検討してまいります。
40	○2〜5ページ『地域共生型の再生可能エネルギー事業』カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現は、発想が破綻していると思います。 地域の住民の意見を抜きにしての『東急不動産独自のネイチャーポジティブ』は『地域共生』とは言わないです。地域住民と進めていない地域共生はあり得ません。ましてや、風力発電事業計画地の一部を自然共	方法書にお示ししております植生に関しましては、文献上で確認した情報になりますので、現地調査にて植生の状況を確認いたします。 東急不動産グループでは、長期ビジョン及び中期経営計画2025において、環境経営を全社方針としており、「地域特性を踏まえたネイチャーポジティブへの貢献」を目標に掲げ、事業の垣根に捉われず生物多様性

	生サイト（OECM）へ登録しようだなんて、野生の鳥を集めて風車の羽で撃ち落とす行為そのもので、ネイチャーポジティブの妄想にすぎません。 自然に対する不遜な考えでしかないと思います。 石狩市風力発電ゾーニング計画策定時の調査結果と令和 5 年度の調査を比較して、記録される鳥の数が減少したことが述べられていますが、近隣にゾーニング計画策定時になかった風力発電所が建設されているので、野鳥の生息地が奪われたのではないかと考えています。 「だから、適地がある」ではなく「風車を建てると鳥が減る」の方が、重要な生物多様性の観点であると思います。本来はもっと生息していたであろう生きものが減っていくことは、豊かな自然を愛する石狩市民にとっては苦しみ以外の何物でもありません。 石狩市街地の防風林に、全く来なくなったのはシマアオジです。クマガラは今では時折、木の幹を大きく削ってアリなどを探した痕跡を残しています。 住宅地では、ハクセキレイがどこでも見られたのですが、最近は見られなくなりました。散歩がてら鳥を見る人は「鳥が減ってきたから散歩するのにカメラは必要なくなった」と言っています。明らかに市街地に来ていた鳥の数は減った気がしています。マクンベツ湿原に来ていたオオジシギも声を聴かなくなって、久しいです。 それがなぜか？生物多様性の観点から重要なことだと思います。 5 ページには、パイロットファーム跡地の耕作放棄地で、尾根上の「乾性草地」という表現がされている事業計画地ですが、近隣の客土をしていないところに入らせてもらったのですが、そこは「湿性草地」でした。ミズゴケや池塘のようなものもありました。本来の姿は湿地だったのではないかと考えています。	への貢献を事業の中で計画・実行することを目指しております。陸上風力発電事業においても同様の考え方を基本方針とし、地域共生型の陸上風力発電所を計画できるよう、引き続き知見の収集・検討を進めてまいります。 自然共生サイト（OECM）への登録については、現時点での生物多様性保全に向けた取組みの一案として記載いたしました。今後実施する現地調査、予測及び評価を踏まえ、具体的な生物多様性保全に向けた取組みを、検討してまいります。 なお、石狩市ゾーニング計画策定時の調査を踏襲して実施した鳥類の繁殖調査（方法書 P. 357～368）において、既設風力発電機から約 500m に位置する調査地点（I44）において計 28 種 71 個体の鳥類が確認されており、全調査地点中 2 番目に多く確認されております。
41	○クマタカ（上位性注目種）の餌種・餌量調査種として、ヤマドリが上げられていますが、本州以南であればよいかもしれませんが、北海道にはほとんどいない種です。住民説明会（3 月 30 日）でヤマドリは間違いだと指摘しても、取り合ってもくれない態度でした。 東急不動産株式会社は、住民の意見を大事にしない「街づくり」をしていると感じました。	本州の事例を含めた一般的な記載としておりました。ご指摘のとおり、ヤマドリについては生息数が少ないと考えられますので、コウライキジ等をクマタカの餌種として検討いたします。
42	○20・21 ページ 風力発電機の数字の表し方がおかしいです。最大の数字を入れてあるそうですが、ハブの高さにローターの長さを足すと、最大の高さは約 195m ではないでしょうか？180m ではよくないと思います。視認角度に係わるので、約 195m で計算をするべきだと思います。誤魔化されているような印象です。	ローター直径、ハブ高さ、最大高さは、複数の想定機種のうちそれぞれの最大値を記載しており、最大高さはローター直径、ハブ高さ両者の最大値から計算される高さとは異なります。 以上の旨を表 2.2-3 の注釈に記載しております。
43	○21 ページ 基礎構造の杭の長さを教えてください。	現時点では杭の長さ含めた基礎構造は確定しておりません。基礎構造における杭の要否含め、今後実施する地質調査結果や風車荷重の算出結果を踏まえ、検討してまいります。
44	○23 ページ 工事用道路の造成で、7m 幅の道路の両側の斜面で、一方では切土もう一方では盛土を行うとすれば、約 50m 幅で土地の改変をすることになり、工事用道路図を見て、トンデモナイと驚いています。また、ヤード（風力発電機組み立て用）の広さ（90m×60m）にも驚いています。驚くとともに心痛くなります。	耕作放棄地及び既設林道の活用等を通じ、本事業による土地改変を極力低減できるよう事業計画の検討に努めてまいります。
45	○石狩湾新港・銭函海岸・石狩湾新港工業地域等、石	「風力発電施設から発生する騒音に関する指針につ

	狩市の周辺や市域に数多くの風車が建ってしまいました。我が家から一番近い風車が 3km 弱の距離にあります。風の強い日は特に耳のふさがり感と、倦怠感が強いと感じ、体調も崩す感じです。年のせいだとか、気のせいだとか、心無い言葉に直ちに返す言葉は見つかりません。でも、風の強い日は体調が悪いです。 東急不動産株式会社は（仮称）北海道厚田風力発電事業から撤退してください。 以上	いて」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。 また、最新の知見の収集に努めます。
--	--	--

（意見書 8）

No.	意見の概要	事業者の見解
46	厚田の豊かな草原と森林は二酸化炭素を吸収し地球温暖化防止に貢献していますが、これらの風力発電計画はその対策に逆行するものです。 工事用道路拡幅のための森林伐採による森林生態系の破壊、土砂災害の危険性、河川水の汚濁による海への影響が懸念されます。静かな環境で暮らしてきた住民にとって大規模な風力発電からの騒音・低周波音・超低周波音はめまい・頭痛・睡眠障害などの原因にもなります。 また、風車による天然記念物指定のオジロワシのバードストライク、コウモリのバットストライクはこの地域の生態系へ多大な影響を与えます。また、比較的低い丘陵地区に建設される数多くの巨大風車は周囲の美しい景観を著しく損ないます。 事業者はこれらの問題は適当な配慮によって回避できるとしているが、その科学的根拠が非常に薄弱です。令和 6 年 4 月 19 日の石狩市環境審議会で指摘された事項に誠実に対応して下さい。	環境影響評価手続きの中で生活環境や自然環境への影響を可能な限り回避又は低減いたします。災害については林地開発手続き等における関係機関との協議などを踏まえて事業計画を検討いたします。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されています。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされています。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。

（意見書 9）

No.	意見の概要	事業者の見解
47	（仮称）北海道厚田風力発電事業計画の白紙撤回を求めます。 【撤回を求める理由】 1. 誤った事業対象地域の選定 事業対象地域は 50 年以上前に大規模牧草地として伐開され、現在は耕作放棄地となっているが、この度の環境影響評価（以下、環境アセス）において、モニタリングの対象となっている希少鳥類のオオジシギ、ホオアカ、チュウヒ、アカモズの餌場・繁殖場の可能性があることから、貴重な自然環境と言える。 トレードオフ解消によってこれら鳥類への配慮をするのであれば、事業計画を撤回の方が鳥類への配慮となることは明白である。すでに伐開され、耕作放棄された土地を利用することは風力発電事業にとって、建設コストの低減となり、事業を進めるには好都合であることは容易に推察できる。安直な事業対象地域選定と言わざるを得ない。	今後、環境影響評価手続きの中で鳥類の生息状況調査を実施し、オオジシギ、ホオアカ、チュウヒ、アカモズ等の希少鳥類の確認に努めてまいります。 耕作放棄地や既存林道を有効活用することで、土地改変や森林伐採を極力抑えた事業検討が可能であると考えています。その上で、風車部材の輸送や発電した電力の送電先、風況等も含め総合的に判断し、事業地の選定をいたしました。
48	2. 信頼性に欠ける調査方法	調査手法、期間等については「発電所に係る環境影

	風力発電先進国と呼ばれる欧州の国においての事前調査は、 ・鳥類の渡りや繁殖状況は、年変化を考慮して、最低2年間以上の調査が必要という考え方で実施されている。 ・季節的な最大個体数変化および行動パターン（採食、休息、就寝、繁殖）と環境利用パターンを把握するために、調査期間はある一時期に集中させない。 以上のように、風力発電が鳥類に与える影響に対して厳しい対応を行っている欧州を模範とするならば、この度の調査方法は不十分であり、信頼性に欠けることになる。	響評価の手引」等に沿って作成しております。なお、希少猛禽類については2営業期の調査を実施する計画としております。
49	3. 期待できないバードストライク対策 飛翔する鳥類が風車のブレードに叩き落され、弾き飛ばされるバードストライクは必ず発生することから、本事業においても通年生息する留鳥や繁殖・越冬のために渡来する渡り鳥が被害に遭う可能性が大きく、草原性自然環境の生物多様性の危機となる。よって、予防原則に基づき、事業対象地域における風車の設置は避けるべきである。例えば風車設置数を削減したり、設置位置を変更するなどの対策を実施しても、抜本的な対策にはならない。また、実効性ある対策として、鳥類の飛翔をレーダー等で感知し、風車の回転を自動で停止する装置をすべての風車に設置することは、事業者は消極的であることから期待できない。よって、バードストライクに対して実効性のないトレードオフ解消を進めるよりは計画の撤回が最善策である。	現地調査結果を踏まえ、鳥類への影響を極力低減できるような事業計画及び環境保全措置を検討してまいります。
50	4. 鳥類の生息放棄が一層増す 事業対象地域の周囲には多くの風力発電施設が稼働中であり、さらに洋上においても驚くべき数の風力発電計画がある。この上さらに鳥類に影響を与える風力発電が増え、北海道日本海側沿岸を渡りコースとする鳥類の飛翔障壁となることは避けるべきである。トレードオフ解消どころか、鳥類を追い出し、生息放棄が一層増すことになる。	現地調査結果を踏まえ、鳥類への影響を極力低減できるような事業計画及び環境保全措置を検討してまいります。
51	5. 事業ありきの不適切な評価となるおそれ 日本の環境アセス法は事業計画を進めるための手続き法でしかないため、鳥類への影響回避のための意見書を出しても手続きの一つに過ぎず、事業者は出てきた意見の内容を検討すればよいという（検討さえしていない可能性あり）、極めて環境アセスが形骸化している現実がある。この度の事業においても、「トレードオフ解消を進めることにより、鳥類への影響は小さい」「実効可能な範囲で保全措置を講じることによって、鳥類への影響は小さい」という事業ありきの評価となることが予想される。事業計画を進めるために適切な評価をしない事業計画は撤回するべきである。 以上、地域住民や保護団体に理解されない事業計画を早々に白紙撤回することを求めます。	環境影響評価の手続きが形骸化したものとならぬよう、専門家や近隣住民の皆様のご意見をお聞きしながら環境影響を回避または極力低減した事業計画の検討に努めてまいります。

（意見書10）

No.	意見の概要	事業者の見解
52	1. 基本的な考え方について ・風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計	本事業の風車建設による景観の変化については、フォトモンタージュを作成のうえ、眺望点における眺望の変化について住民説明会等を通じ、意見聴取に努めてまいります。 今後の環境影響評価において、調査、予測及び評価

	画については、様々な問題があると考えます。加えて、現状では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。 このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念します。	の結果をふまえ、適切な環境保全措置を検討することで、影響の回避及び極力低減できる事業の計画に努めてまいります。
53	2. 意見書の提出方法について インターネットによる環境影響評価図書(以下、アセス書)の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、ダウンロードができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。アセス書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会において公開するように要望しております。	本事業においては、印刷・ダウンロード共に可能とすることを検討しましたが、システムの都合上、ダウンロード後のファイルの編集行為などに対するセキュリティがかけられず、著作権保護及びファイルの編集・改ざんの防止の観点から、ダウンロードに関しては不可、印刷は可能といたしました。 法令に基づく縦覧期間終了後の継続公表については、意図しない流用や悪用を防止するため、事業者としての知的財産保護の観点からも決められた縦覧期間中のみの公開とさせていただいております。
54	3. 生物、植物への影響について - アセス書 P. 316 において、注目種クマタカの現地調査(餌種・餌量調査)の対象としてヤマドリを挙げていますが、『ヤマドリ分布調査報告書』(北海道環境科学研究センター, 1997)によると、「亜種ヤマドリは旭川市・栗山町に放鳥されたという記録があるが、放鳥年代や寿命等を考慮すると、放鳥個体が生き残っている可能性は低く、世代交代して残存している可能性がある」とされています。このようなことから、アセス書はその信ぴょう性が疑われます。なぜこのようになったのか、単に間違えたという理由だけではなく明確な説明をお願いするとともに、もう一度アセス書全体を見直すべきと考えます。 - センシティブティマップでは、事業実施想定区域に隣接した地域は注意喚起レベル B であり、重要種であるクマタカ・オオワシ・オジロワシの生息地でもあることから、このような重要地において事業を進めるべきではありません。	本州の事例を含めた一般的な記載としておりました。ご指摘のとおり、ヤマドリについては生息数が少ないと考えられますので、コウライキジ等をクマタカの餌種として検討いたします。 対象事業実施区域周辺の注意喚起レベル B のメッシュでは重要種としてオジロワシ、オオワシ、クマタカが選定されておりますので、現地調査としてオジロワシ、オオワシの飛来時期に合わせて越冬鳥類調査を、クマタカの生活サイクルに合わせて猛禽類調査を設定いたしました。その結果を踏まえて適切に予測・評価を実施いたします。
55	4. 石狩市ゾーニングマップについて 石狩市では環境省からの委託事業(予算約 6,000 万円)によって、自然環境・景観・事業性・騒音など専門家等による 3 つの検討委員会と関係団体、市民参加のワーキンググループにより、2 年間にわたり、ゾーニングが検討されました。事業実施想定区域はゾーニング計画によると、「環境保全エリア」内であり、生活環境・自然環境の保全上重要な地域や、各種関係法令等による保護地区や規制区域などの「環境保全を優先すべきエリア」であることから、当該地において風力発電計画は行うことが出来ない地域と考えます。	複数回の検討を重ね、石狩市ゾーニング計画が策定されたことは認識しており、公開されている情報を基に当時の検討委員会等の内容も確認しております。 本事業においては、石狩市ゾーニング計画書の環境配慮情報とその基準を確認し、現在認識できている情報を反映した上で、各環境配慮情報について対応方針を検討いたしました。 今後実施する現地調査の結果を踏まえ、環境影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討してまいります。
56	5. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について 風車建設予定地より最寄りの住宅等まで約 0.8km とあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関による、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響の評価では、5km 以上離れている石狩市・札幌市(北区・手稲区)・小樽市において多くの住民が圧迫感・振動感を感じ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。 また昨年、北見市常呂では風力発電 7 基の運転が始まりましたが、12 月の北見市議会定例会におい	今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえ、風車配置等の事業計画及び事後調査計画について検討いたします。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」(環境省、平成 29 年 5 月)によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音

	て、風車による騒音の苦情が報告されています。 これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査・予測・評価を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。今後、もし完成し稼働するようなことがあるならば、5km 圏内においてモニタリング調査を行い、調査結果が様々な悪影響を与えていることを示す場合は、発電事業を中止すべきです。	のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。また、最新の知見の収集に努めます。
57	6. 景観に対する影響評価手法について 景観は環境影響評価では垂直見込み角によって評価されていますが、これは鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは不適切です。当該地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても 1 本として判断し、水平見込み角は考慮しないという判断基準は球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1 本 1 本の高さではなく、全体的な水平見込み角によって評価すべきです。	風力発電機の見え方に関しては、平成 29 年に「国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」の「環境アセスメント迅速化研究開発事業（既設風力発電施設等における環境影響実態把握 1）」において、風力発電機の写真を用いて同様の研究がされており、準備書においてはこの知見も参考とし、適切に評価いたします。水平視野については、準備書において客観的な予測結果をお示しいたします。なお、複数の建造物の群としての広がり进行评估する知見や指標は存在しないため、評価は難しいと考えておりますが、引き続き最新の知見の入手に努め、知見が得られた場合には適切に評価を実施いたします。
58	7. 土砂流出の危険について 風車建設予定地内には、崩壊土砂流出危険地区（民有林）が存在しており、土地の改変によって下流域に影響が出る可能性が懸念されます。土砂災害防止の見地からも、改変せずに守らなければならない地域であり、このような場所において、風車建設を行うべきではありません。	崩壊土砂流出危険地区内における風車基礎の建設は予定しておりません。風車建設予定地と崩壊土砂流出危険地区が重複している箇所がございますが、風力発電機のブレード旋回範囲と重複する可能性がある箇所となります。
59	8. 協議会について これらの調査結果の評価は、環境影響評価だけでなく、野鳥保護団体を含む自然保護団体、観光関係者や地元自治体などを含めた開かれた協議会の場で行うべきです。	今後も、専門家に助言を頂きながら、環境影響評価法に基づいて現地調査及び環境影響の予測・評価を実施してまいります。
60	9. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとは言い難く、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回するべきです。	これまで環境影響評価の手続きに則り、法定の住民説明会を実施した上で、事業者の任意の対応として、本事業についてよりご理解を頂くために、近隣住民及び関係者の皆様への個別説明等も実施をして参りました。 なお、弊社からの一方的な事業説明だけでなく、近隣で既に稼働している大型風車に対してのご懸念などをヒアリングし、相互理解の促進に努めております。 引き続き、近隣住民の皆様からご理解を頂けるよう、努めてまいります。
61	10. 環境影響評価による影響の予測が正しいものであったかを検証するため、実際に風力発電施設を建設した場合には事後調査を実施することをその内容も含めて今後の環境影響評価図書で明記し、この事後調査により予測以上の影響評価があった際には事業を停止し、事業者の負担により完全に元の環境を復元することも明記する必要があります。 以上	今後の環境影響評価において、風力発電機が自然環境に与える影響について、適切に調査、予測及び評価を行ってまいります。その結果をもとに、稼働後の調査について実施を検討するとともに、万が一本事業による影響が確認された場合には適切な対応を行ってまいります。

（意見書 11）

No.	意見の概要	事業者の見解
62	石狩市環境審議会においての貴社職員及び気象庁職員の答弁は全く、石狩市の自然環境を無視、というよりも一般的な自然そのものに全く興味がなく無知な内	現地の状況をよく把握するために、今後現地調査を行う予定としており、その手法を取りまとめたのが本方法書になります。したがって、今後の調査及び

	容であり各委員から深く問い詰められた。それに対しての答弁も的確性のない理論をとうとうと述べるには傍聴席から失笑が漏れた。 方法書うんぬん以前に現地をよく知ること、実測調査して、どんな生きものが生息しているか、どんな植物の植生があるか、特に鳥類は夏鳥、冬鳥、草原を好むもの、低木林を好むもの様々あってじっくり張りついて調べねば判らないでしょう。それ程の情熱と取り組みがあって、やっと地域との共生が叶うものではないでしょうか。初めからやり直してほしい。	その結果を踏まえた予測、評価を行い、事業計画を検討いたします。 なお、審議会に出席したのは弊社職員及び一般財団法人日本気象協会の職員です。
--	--	---

(意見書 12)

No.	意見の概要	事業者の見解
63	・自然破かいったてどういう事かわかりますか？ 健康破かいったてどういう事かわかりますか？ 大地に生きてるのは人間だけでなく 鳥や虫や、動物が住み生きてます。昔から作ってきた農業も、農家が住みづらくなり離れて工作放置にまでなつて業者には都合が良いと思われていますか？やめて下さい。	現地調査結果や専門家等からの意見を踏まえて、環境影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討してまいります。 本事業における風力発電機の設置予定範囲は、大部分が耕作放棄地となっておりますが、引き続き土地所有者様のご意向も伺いながら事業計画を検討してまいります。

(意見書 13)

No.	意見の概要	事業者の見解
64	ガイアの夜明けだったか東急不動産の東京での仕事ぶりを見た。なかなか立派なプロジェクトで、都会の様な耕地で何をやってもかまわないが、君達が言う厚田の耕地は私に言わせれば豊かな自然環境である。その様なすばらしい場所に分けの分らないことをしてこわすのはやめるべきである。	自然環境への影響は、環境影響評価の手続きを通じて、適切に予測・評価してまいります。

(意見書 14)

No.	意見の概要	事業者の見解
65	風車計画地は開発跡地と言っても巨大な風力発電 14 基もの建設は土砂をかく乱することにより将来的には漁業への影響は避けられない。上流を改変して水揚げが減少したとの報告は全国にあると考えられるので調査するべきです。石狩湾は豊かな魚資源の宝庫です。20 年稼働のために石狩の漁業を衰退させてはなりません。	風力発電機の設置予定範囲内には河川は確認されていないことから影響は軽微であると考えておりますが、河川への水の濁りの影響について調査、予測及び評価を行います。これまで石狩湾漁業協同組合様には、複数回にわたり事業概要等の説明を実施しておりますが、引き続き丁寧な説明に努めてまいります。
66	猛禽類をはじめ野鳥が飛来する場所でもあります。花川地区ではたくさんの風力発電稼働後野鳥が目に見えて減少しました。風車近辺だけではなく石狩市花川地区の野鳥も減少しています。銭函海岸のリエネ風力発電稼働後は本当に減少しています。 もっと野鳥を大事にするようしなければ悪徳業者と言われても仕方ありません。 ネイチャーポジティブを理解していますか？ つい最近 4 月にたくさんの白鳥コハクチョウを厚田で観察しています。 毎年厚田にはオオジシギがきて、今年もやってきたと地元の人が写真を送ってくれました。 石狩湾新港に風車が立つ前は、石狩市花川地区は猛禽類を頻繁に見ることができましたが。しかしたくさん稼働後はトビでさえもめったに見ることができません。厚田に巨大風車が稼働すると、花川地区と同じように野鳥の減少してしまいます。風車を建設しないでください。	現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲におけるハクチョウ・コハクチョウ等の鳥類の生息状況の記録に努めてまいります。その結果を踏まえて適切に予測・評価を実施いたします。

	野鳥が避けて飛来すると真剣に考えているのでしょうか。	
67	石狩川からの眺めは素晴らしいものでした。しかし今では 360 度風車が見えます。これ以上景観を悪くしないでください。厚田浜益の景観が悪くなると、癒しを求めて訪れる観光客は何というのでしょうか。景観が悪くなって大打撃です。	石狩川からの眺望景観に配慮するよう、引き続き事業計画の検討に努めてまいります。
68	騒音・低周波音について私は 3～4km 離れた風車で体調不良になることがあります。800m では 1 時間いたら頭痛が始まり寝込んでしまいます。国の基準ではなく低周波音被害について独自に調査するようお願いします。 最後に野鳥を殺し、自然を壊すような風車建設の中止を求めたい。 説明会は当別町でもやるべきでした。低周波音が届く可能性はあります。	今後の環境影響評価手続きの中で、調査、予測及び評価を行い、事業計画を検討いたします。 なお、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。一方で風車の設置により生じる不快感等は、風車が設置される周辺地域の静穏性と、風車騒音のアノイアンスが原因とされております。今後の現地調査により、残留騒音を測定し地域の音環境を適切に把握した上で、騒音レベルをコンター図等により面的に予測するとともに、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針」（環境省、平成 29 年 5 月）を参考にしながら評価いたします。また、最新の知見の収集に努めます。 配慮書段階において、当別町様をはじめ近隣自治体に対して、環境影響評価手続きにおける関係自治体を含めるかどうかの確認を実施しました。その時点で当別町様よりご要望を受け、配慮書段階においては関係自治体に選定をしていたしました。 方法書段階においては、関係自治体の設定や景観の影響範囲の検討について当別町様にご説明をし、ご納得いただいたため、関係自治体には含めないこととしております。

(意見書 15)

No.	意見の概要	事業者の見解
69	アカモズ、オオジシギがカラーで掲載されどちらも今では大変貴重な野鳥となっています。減少するばかりで専門家も対策を一生懸命しているところです。私たち市民も愛でるばかりではなく、保護のためにできる限りのことをする必要があります。厚田近辺には現象傾向の野鳥が飛来しています。アセス調査として、野鳥が生息していないとか、飛来が少ない、飛来がないなどというのではなく、かつて飛来していた野鳥が石狩湾岸及び厚田に建設された風力発電によりどれだけ減少してしまったか考えるべきです。そうしなければいなくなってしまいます。私は石狩に住んでたくさんの野鳥を見てきました。また、たくさんの野鳥や自然を求めて都会から移住してきた方々が厚田に住んでいます。野鳥の写真をたくさん見せていただきましたが、野鳥が風車により少なくなったと嘆いています。バードストライクだけではなく、回避して、体力を失ってしまう野鳥もいるのです。風車と野鳥は全国の例を見ても、絶対に共存できません。 石狩湾の銭函海岸リエネ風力発電建設中から稼働後にオジロワシ、ショウドウツバメがいなくなってしまったことでもはっきりしている事実です。 石狩市内住宅地上空や石狩湾新港周辺にたくさんい	現地調査において、対象事業実施区域及びその周囲における動植物の生息・生育状況の記録に努めてまいります。その結果を踏まえて適切に予測・評価を実施いたします。

	て、毎日見ることができたトビが今ではほとんど見ることができません。石狩湾新港に風車がたくさんできたことが原因であることだと、ずっと身近にトビを見てきた住民としてわかります。 花川北・南にある防風林でにぎやかにさえずっていた野鳥も少なくなっていました。 巨大風車ができてからです。 風車と野鳥は絶対に共存できないことは、野鳥の減少を身近に感じてきた住民だから強く言えます。 北海道厚田風力発電建設はやめてください。	
--	---	--

(意見書 16)

No.	意見の概要	事業者の見解
70	風車へのバードストライクはどの程度あるか予測していますか？	現時点では具体的な数値を予測することはできないため、現地調査の結果を踏まえ鳥類の年間予測衝突数を算出し、バードストライクに関する影響予測を実施いたします。
71	風車の耐用年数は何年でしょうか？	一般的に 20 年程度となります。

(意見書 17)

No.	意見の概要	事業者の見解
72	○再生可能エネルギーとありますが、どのようにしたらエネルギーが再生するのですか？わかりません。おしえて下さい。	再生可能エネルギーは、太陽光や風力といった自然界に常に存在するエネルギーのことで、化石エネルギー（石油や天然ガス等）のように有限な資源ではなく、枯渇してしまう懸念がないエネルギーです。
73	○脱炭素なることがはやっています。特に日本で風力、太陽光の自然エネルギーを重要視しています。日本中でこの様に風力、太陽等のエネルギーを今後増していった場合、何年後に何度位気温が下がりますか。予測していますか。教えてください。	今後の気温変化の具体的な予測は困難であるため、あくまで本事業における地球温暖化の抑制効果についてご回答をさせていただきますが、風力発電機の総出力を想定 of 最大値である 91,500kW、設備利用率 30%とした場合、本事業の発電による CO2 削減量は年間約 13,000t-CO2 と試算しております。このことから、本事業の実施は地球温暖化の抑制に寄与するものと考えております。
74	○自然をこわして風車を立て、太陽パネルをしきつめて行くのは自然に相反すると思います。	ご意見を頂いた通り、無計画な事業の実施は、自然環境に影響を及ぼす可能性があると考えています。本事業においては、環境影響評価の手続きに則り、今後実施する現地調査の結果や専門家等からの意見を踏まえて、環境影響を回避又は極力低減できるよう事業計画を検討してまいります。

(意見書 18)

No.	意見の概要	事業者の見解
75	土砂災害の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。 ■崩壊土砂流出危険地区 対象事業実施区域には「崩壊土砂流出危険地区」に指定された沢が複数あります(方法図 3.2-14)。「崩壊土砂流出危険地区」とは、土石流により災害の発生するおそれのある溪流です。規模の大きな土石流の起点は、遷急線直下の 0 次谷にあります。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。風車設置予定範囲の稜線の直下は遷急線です。	風車配置の検討にあたっては、航空レーザ測量を用いた地形解析と現地踏査を実施いたします。また、林地開発許可等の申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談及び協議、確認の上、安全性に配慮した事業計画を検討してまいります。

	遷急線の近くの樹木を伐採したり、土地を改変することはたいへん危険です。土砂災害の素因を作る行為です。 特に、桂沢 1(箇所番号 235-305-0039)は扇頂部より下流が土砂災害警戒区域に指定されており、この沢の上部の稜線、213mの標準点から162.9mの三角点にかけての樹木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。	
76	■地すべり地形 対象事業実施区域の東側半分は地すべり地形です 1) 風車設置予定範囲は対象事業実施区域の北東端から伸びる複数の尾根上にありますが、この扇の要の位置から西に伸びて 219.3mの三角点に至る稜線、219.3mの三角点から南西に伸びて182mの標準点に至る稜線は比較的新しい地すべりの冠頂部です。また、扇の要から南に伸びて 213mの標準点に至る稜線も比較的新しい地すべりの冠頂部です。さらに、扇の要から、南南西に伸びて 156mの標準点に至る斜面は過去の地すべりの堆積物です。地すべり地形の冠頂部や堆積物の上の樹木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。危険です。 1)防災科学研究所 地すべり地形分布図 https://www.j-shis.bosai.go.jp/landslidemap	対象事業実施区域内に分布する地すべり地形については、今後、詳細を調査してまいります。調査を踏まえた風車配置の検討を行い、林地開発許可等の申請手続きをとおして、災害防止の観点に適合するよう、行政に相談及び協議、確認の上、安全性に配慮した事業計画を検討してまいります。
77	■残土 残土は対象事業実施区域内ですべて処理するとありますが、対象事業実施区域内の沢に土捨て場を造るようなことはやめてください。谷埋め盛土は危険です。	対象事業実施区域内に土捨て場を設置する場合は、今後実施する現地調査の結果や専門家等からの意見を踏まえ、盛土規制法等の関係法令に従い、配置検討を行ってまいります。
78	■森林地域 方法の図 3.2-4 には誤りがあります。凡例の「森林地域」は「国有林」です。「森林地域」は「国有林」と「地域森林計画対象民有林」をあわせたものです。訂正してください。さらに引用元の「国土数値情報(森林地域データ)」は平成 27 年のものです 2)。また、下のような留意事項があります。 「細区分(「国有林」、「地域森林計画対象民有林」及び「保安林」)のデータは、土地利用基本計画においても参考表示の扱いであり、精度は保証できない。」 環境アセスメントデータベース(EADAS)も上記の留意事項を転記しています 3)。 「地域森林計画対象民有林」に関しては、北海道庁水産林務部林務局森林計画課の「森林計画関係資料オープンデータ(令和 4 年)」4)がより正確でより新しいので、こちらを使って書き直してください。 図 3.2-4 では「地域森林計画対象民有林」として施業されていないように見えて、実際は「地域計画対象民有林」となっている場所がかなりあります。例えば、図 2.2-3 の写真撮影地点 31 や 32 から南南西に伸びる尾根は図 3.2-4 では「地域森林計画対象民有林」ではないように見えますが、実際は「地域計画対象民有林」であり、10 年未満の幼樹のある植林地です。219.3m の三角点から南西に伸びて四つに分かれる尾根にもそのような場所があります。 2)国土数値情報 森林地域データ https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTm	図 3.2-4 の凡例については、地域森林計画対象民有林も含めて、濃い緑色で森林地域を示しております。 引用文献については、ご指摘の点に留意して準備書作成時に最新の情報を収集し、関係機関等のご指摘も踏まえて作成いたします。

plt-A13.html 3)環境アセスメントデータベース https://www2.env.go.jp/eiadb/ebidbs/Service/Abo ut?title=Gis 4)森林計画関係資料オープンデータ(令和4年) https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/srk/183686.h tml 以上	
--	--

(意見書 19)

No.	意見の概要	事業者の見解
79	方法書についての環境の保全の見地からの意見 1「リエネ銭函風力発電所」の事後調査報告書を公開し、日本生態学会と合同のシンポジウムを開催し、リエネ銭函風力発電事業が生物多様性にどのような影響を与えるのかを明らかにされたい。	リエネ銭函風力発電所の事後調査は現在実施中です。 事後調査結果の公表に当たっては、環境影響評価の手続きに則り、関係機関からの確認を受けた上で、公表を予定しております。
80	2024年4月19日に開催された石狩市環境審議会を傍聴した。資料の中に「北海道の生物多様性×民間企業」というタイトルの座談会(2024年3月8日開催)記録簿があった(審議会終了後回収された)。主催はNPO法人EnVision環境保全事務所、共催はHoBicc(北海道生物多様性保全活動連携支援センター)で、参加者として貴社、コンサル系民間会社2社、専門家複数。記録簿の内容を丁寧に読む時間はなかったが、企業が生物多様性に配慮して事業を進めることに肯定的な内容が書かれており、第2回の開催も計画することで終わっていたと思う。 - 気になったのは、貴社が単なる不動産事業のみ行う事業者ではなく、風力発電事業も行っているにもかかわらず、風力発電事業が抱える負の側面(生物多様性損失を引き起こす)についての対策、改善方法等の記述が見られなかったことである。 - どのような視点に立ってこの座談会が開催され、この記録簿が作られたかはわからないのだが、野鳥や生態系の専門家が参加し、民間企業活動として貴社が風力発電事業を推進していることも語られたとしたら、風発事業の生物多様性保全への問題点とその対策についても言及されなければならない。そのようなことがなされなかった座談会だとしたら、貴社はみせかけのグリーン企業と言わざるを得ない。	石狩市環境審議会の場では、説明時間が限られていることもあり、誤解を招いてしまい大変失礼いたしました。 「北海道の生物多様性×民間企業」の座談会については、本事業における生物多様性保全の取組み案について、意見交換をしました。風力発電事業による環境影響については、環境影響評価の手続きを通じて予測及び評価をしていく予定であり、本座談会での議論の目的とはしておりません。
81	また、今回の方法書縦覧では、『地域共生型の再生可能エネルギー事業』(カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現)という資料も公開されている。一番驚いたのは、p7~10に記載されている「生物多様性保全に向けた取組み」である。もっとも驚愕したのは「取組み① 草原性鳥類の子育てモニタリング」であり、草原性鳥類の希少種オオジシギ、ホオアカ、チュウヒ、アカモズについてモニタリング調査を実施するとある。風力発電施設とこれらの野鳥の共存は不可能と考えるのが常識と思うが、あえて取り組むというのはどのような根拠によるのであろうか。	希少種をはじめとする鳥類への影響に関しましては、まずは環境影響評価の中で適切に予測、評価してまいります。モニタリング調査については、事業稼働後の状況を定量的に把握するために重要であると認識しており、先行して鳥類調査を実施した現段階で考えられる素案として記載をいたしました。風力発電機と鳥類の繁殖状況の関係や影響につきましては、今後、文献等の情報収集を進めるとともに、現地調査の結果をふまえ、適切に取組みを検討していく方針です。 なお、石狩市ゾーニング計画策定時の調査を踏襲して実施した鳥類の繁殖調査(方法書 P.357~368)において、既設風力発電機から約500mに位置する調査地点(I44)において計28種71個体の鳥類が確認されており、全調査地点中2番目に多く確認されております。
82	アカモズについては、種の保存法の希少野生動植物に指定されており、国内飛来数は約200羽。石狩海	アカモズ、オオジシギに関する情報のご提供ありがとうございます。頂いたご意見につきましては、今後

	岸の海岸林と海岸草原を利用して繁殖しており、日本での繁殖を支える重要な地域となっている。環境省が大学等と調査研究を進めており、石狩市も協力している状況にある。銭函風力発電所(2020年2月稼働)のアセス評価書には、事業想定区域内の海岸林でアカモズを複数羽確認している記載が認められるが、石狩市担当者のお話では、最近では観察されなくなったとのこと。 ・オオジシギについては、石狩川河口のマクンベツ湿原において、かつて夏鳥として飛来、繁殖していたが、確実なところでは2020年から全く確認できていない。湿原自体には大きな変化はおきていないので、周辺環境の変化が飛来を阻む原因と考えられる。石狩湾新港工業団地内での最寄り(約3km)3,000kW級大型風発稼働は、2018年12月である。さらに、周辺1km内外では小型風発が複数稼働している状況にあり、風力発電施設からの騒音・低周波音・超低周波音を、オオジシギは感じる事ができ、避けている可能性は否定できないのではないかと。 ・上記2つの個人的知見から、風力発電施設とアカモズ・オオジシギの共存は不可能と考えている。風力発電施設が稼働すると、周辺の野鳥の密度は減少するという報告が日本鳥学会で報告されていると聞いている。バードストライク・バットストライクの発生、昆虫類もブレードに当たり死ぬという報告、ヤード・管理道路造成による植生損失もあることから、風力発電施設は生物多様性の損失に加担するが、回復に貢献するとは考えられない。「取組み案② ネイチャーポジティブの実学プログラムの実践」、「取組み案③ 自然共生サイト(OBCM)への申請」とあるが、まともな発想とは思えない。	の計画の参考とさせていただきます。 対象事業実施区域が立地している地域は、昭和46年に国営農地開発事業により伐開されたものの、現在では耕作放棄地となった環境です。本事業におけるネイチャーポジティブ等の取り組みは、風力発電事業の検討に並行して当該地域の樹林化や草地環境の維持など、当該地域に生息・生育する保全対象種に適した環境の創出を目指す取り組みです。 ネイチャーポジティブ等の記載につきましては、先行して鳥類調査を実施した現段階で考えられる素案を記載したものです。具体的な計画につきましては、今後の現地調査の結果をふまえ、有識者、石狩市及び環境省等へご相談しつつ、適切に計画を更新していく予定です。
83	・貴社には、北海道厚田風力発電事業に取り組む前に、やるべきこととして、リエネ銭函風力発電所の事後調査報告書を完成させ、公表し、専門家である日本生態学会と合同シンポジウムを開催し、銭函風力発電事業がどのように生態系や生物多様性に影響を与えているか、真摯に検討することを求める。対策のヒントが得られる可能性もある。風力発電事業を生物多様性保全と両立させたいと真剣に考えるのなら、当然のことなのではないか。	リエネ銭函風力発電所の事後調査は現在実施中であり、調査結果についても確認をしております。 事後調査結果の公表に当たっては、環境影響評価の手続きに則り、関係機関からの審査を受けた上で、公表を予定しております。

(意見書 20)

No.	意見の概要	事業者の見解
84	C02削減を掲げながら、C02を吸収する森林を破壊して風車を建設することは、C02削減効果を打ち消す上、風車建設を隠れ蓑にした環境破壊以外の何物でもない。自然に対する冒涇である。やめていただきたい。また、風車が人家にも近すぎて(超)低周波による健康被害が懸念される。ポルトガルのマリアナ・アルヴェス・ペレイラ博士による低周波音の人体への影響の研究など最新の知見をなぜ無視するのか。風車は、環境破壊と健康被害を引き起こす迷惑施設でしかない。御社は本事業を即刻撤回しなければならない。	まず、対象事業実施区域が立地している地域は、昭和46年に国営農地開発事業により伐開されたものの、現在では耕作放棄地となった環境です。これらの耕作放棄地や既存林道を行こう活用することで、森林伐採を極力低減した事業検討が可能であると考えています。 なお、林野庁が公表している二酸化炭素の吸収・固定量「見える化」計算シートをもとに、方法書P.23に記載の本事業における1基あたりの風力発電機組立用ヤード(例)面積(5,400㎡)におけるスギの二酸化炭素吸収量を試算すると、吸収量が最大となる4齢級において年間5.1t-CO2となり、風車15基分で年間約77t-CO2となります。一方で、風力発電機の総出力を想定した最大値である91,500kW、設備利用率30%とした場合、本事業の発電によるCO2削減量は年間約13万t-CO2と

	試算しております。このことから、本事業の開発に起因する CO2 削減効果の打ち消しは限定的であると考えていますが、CO2 吸収能力以外の森林の持つ役割（生物の生息環境や防災の観点など）も認識した上で、極力森林伐採をしない事業を計画してまいります。 「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（環境省、平成 29 年 5 月）によると、「風力発電施設から発生する超低周波音・低周波音と健康影響については明らかな関連を示す知見は確認できず、これまでに国内外で得られた研究結果を踏まえると、風力発電施設から発生する騒音が人の健康に直接的に影響を及ぼす可能性は低いと考えられる。」と記載されております。このことを踏まえ、令和 2 年に経済産業省のアセス省令が改正され、超低周波音は環境影響評価の参考項目から削除されております。しかしながら、超低周波音については住民の皆様の懸念もあることから、本事業では評価項目として選定しており、今後は現地調査を実施し、その結果を踏まえて予測及び評価を実施いたします。 今後も最新の知見の収集に努めます。
--	---

○日刊新聞紙における公告

北海道新聞 札幌版（令和 6 年 3 月 22 日（金）付）

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)北海道厚田風力発電事業環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 東急不動産株式会社
代表者の氏名 代表取締役社長 星野 浩明
事務所の所在地 東京都渋谷区道玄坂一丁目三十一番一号
二、事業の名称 (仮称)北海道厚田風力発電事業
種類 風力発電所設置事業(陸上)
規模 発電設備出力:最大九万一千五百キロワット
(基数:最大十五基)

三、対象事業実施区域 北海道石狩市厚田区
四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 北海道石狩市

五、縦覧の場所・時間 石狩振興局保健環境部環境生活課、石狩市役所環境課、厚田支所市民福祉課、浜益支所市民福祉課、石狩市民図書館※土・日・祝日を除く開庁時、図書館は開館時
電子縦覧 <https://tokyu-reene.com/news/hokkaidoatsura2.html>
期 間 令和六年三月二十二日(金)から令和六年四月二十二日(月)まで

六、意見書の提出 環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和六年五月七日(火)までに縦覧場所に備え付けておられます意見書箱にご投函くださるか、問い合わせ先へご郵送またはメールにてお送りください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時

- 一、花川北コミュニティセンター 会議室A・B・C
(北海道石狩市花川北三条二丁目一九八の一)
令和六年三月二十日(土)十時から
- 二、望来コミュニティセンター 多目的ホール
(北海道石狩市厚田区望来二七の七)
令和六年三月二十日(土)十五時から

八、問い合わせ先 東急不動産株式会社
戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
風力発電事業開発部 陸上風力推進グループ
〒一五〇〇〇四三 東京都渋谷区道玄坂一丁目三十一番一号
電話〇三(六四五五)二六九〇 午前九時半から午後六時まで
土・日・祝日は除く(担当 豊永)

メールアドレス TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

環境影響評価方法書の
縦覧と住民説明会

【縦覧】

事業名 (仮称)北海道厚田風
力発電事業

期間 22日(金)～4月22日(月)

場所 市役所3階環境課、厚田
支所市民福祉課(厚田45・5)、

浜益支所市民福祉課(浜益2・

3)、市民図書館(花川北7・1)

意見書の受付期間 22日(金)～5
月7日(火)

意見書の提出方法 住所・氏名・

意見内容を縦覧場所の意見書
箱へ投函または問い合わせ先へ

メール・郵送

(当日消印有効)

【説明会】

日時



▲HP

① 30日(土)10時～12時

② 30日(土)15時～17時

場所

① 花川北コミセン(花川北3・2)

② 望来コミセン「みなくる」(望来
27・7)

【共通事項】

問合せ 東急不動産(株) 豊永さん

(TEL:03-0043 東京都渋谷区道
玄坂1-21-1)

TEL:03-6455-2660

ETLC_Assessment@tokyu-
land.co.jp

○広報におけるお知らせ

広報いしかり (令和6年3月号 No.856)

○インターネットによるお知らせ

・ 当社ホームページ掲載内容①

ReENE  [トップ](#) [ReENEとは](#) [事業紹介](#) [ポートフォリオ](#) [新たな戦略](#) [地域との共生](#) **[お知らせ](#)** [お問い合わせ](#)

お知らせ

[一覧へ戻る](#)

2024年03月22日

「（仮称）北海道厚田風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

「（仮称）北海道厚田風力発電事業 環境影響評価方法書」（以下、方法書）を、環境影響評価法に基づき公表します。
 本事業における地域共生の考え方について
 「地産地消型の再生可能エネルギー事業」カーボンニュートラルとネイチャーポジティブの同時実現
 本事業における石狩市ゾーニング計画への対応について
 本事業における石狩市ゾーニング計画への対応について（方法書抜粋）

方法書の公表

表紙・目次
第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
第2章 対象事業の概要及び内容
第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概要
第4章 計画区域配置場所ごとの調査、予測及び評価の結果
第5章 計画区域に対する経済産業大臣の意見及び事業者の意見
第6章 対象事業に係る環境影響評価の調査並びに調査、予測及び評価の方法
第7章 その他関係法令で定める事項

ReENE  [トップ](#) [ReENEとは](#) [事業紹介](#) [ポートフォリオ](#) [新たな戦略](#) [地域との共生](#) **[お知らせ](#)** [お問い合わせ](#)

「（仮称）北海道厚田風力発電事業 環境影響評価方法書」の公表及び縦覧について

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地
 第2章 対象事業の概要及び内容
 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概要
 第4章 計画区域配置場所ごとの調査、予測及び評価の結果
 第5章 計画区域に対する経済産業大臣の意見及び事業者の意見
 第6章 対象事業に係る環境影響評価の調査並びに調査、予測及び評価の方法
 第7章 その他関係法令で定める事項

方法書及び要約書は、令和6年3月22日（金）から令和6年5月7日（火）までご覧いただけます。
 ただし、ダウンロードはできません。

方法書の縦覧

縦覧場所

- 石狩振興局保健環境課環境生活課
- 石狩市役所環境課
- 厚田支所市民福祉課
- 浜益支所市民福祉課
- 石狩市民図書館

縦覧期間

令和6年3月22日（金）から4月22日（月）まで
 ※各施設の開庁日及び時間による。
 ※縦覧期間は令和6年4月22日（月）までですが、縦覧期間後も自主的に縦覧用書を令和6年5月7日（火）までご覧いただけるようらせて頂きます。

PAGE TOP 

・ 当社ホームページ掲載内容②



[トップ](#)
[ReENEとは](#)
[事業紹介](#)
[ポートフォリオ](#)
[新たな戦略](#)
[地域との共生](#)
[お知らせ](#)
[お問い合わせ](#)

意見書の提出

方法書について、環境の保全の見地からのご意見をお待ちの方は、意見書に必要事項をご記入のうえ、下記住所宛への郵便、下記メールアドレス宛への電子メール、又は縦覧場所に備え付けてあります意見書用紙への捺印によりご提出ください。

意見書用紙は下記からダウンロードください。

意見記入用紙 (PDF形式)

意見記入用紙 (Word形式)

郵送受付期間

令和6年3月22日 (金) から5月7日 (火) まで (当日消印有効)

メール受付期間

令和6年3月22日 (金) から5月7日 (火) まで

縦覧場所の意見書投函期間

令和6年3月22日 (金) から5月7日 (火) まで (各施設の開け日及び時間に準ずる。)

意見書の提出先及びお問い合わせ先

〒150-0043
東京都渋谷区道玄坂1丁目21番1号 渋谷ソラスタ
東急不動産株式会社
戦略事業ユニット インフラ・インダストリー事業本部
松や田 幸恵 環境部 緑土部 環境部





[トップ](#)
[ReENEとは](#)
[事業紹介](#)
[ポートフォリオ](#)
[新たな戦略](#)
[地域との共生](#)
[お知らせ](#)
[お問い合わせ](#)

風力発電事業開発部 陸上風力開発グループ

担当 豊永 (とよなが)

電話 03-6455-2690 (土・日曜日及び祝日を除く、午前9時30分から午後6時まで)

メールアドレス T1C_Assessment@tokyu-land.co.jp

※電話については担当者不在によりつながりにくい可能性がありますので、メールでのお問い合わせを推奨いたします。

住民説明会の開催

方法書について下記のとおり、住民説明会を開催いたします。

- 花川北コミュニティセンター
令和6年3月30日 (土) 10:00～12:00
- 望京コミュニティセンター 第1
令和6年3月30日 (土) 15:00～17:00

PDFファイルをご覧になるにはAdobe Acrobat Readerが必要です。お持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。(無料)





[ReENEとは](#)
[事業紹介](#)
[ポートフォリオ](#)
[新たな戦略](#)
[地域との共生](#)
[お知らせ](#)



○お知らせ

お 知 ら せ

「(仮称)北海道厚田風力発電事業に係る環境影響評価方法書」(以下「方法書」という)及びその要約書を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和6年3月22日(金)～4月22日(月)

施設の開庁日及び時間に準ずる。

2. 閲覧にあたってのお願い

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますがご意見の有無にかかわらず、「意見書」に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください。

3. 意見書の受付

方法書について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、「意見書」のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、下記住所までご郵送、もしくは電子メールで送付願います。

○受付期間 令和6年3月22日(金)～5月7日(火)

(郵送の場合は、当日の消印有効です。)

○送付先(郵送の場合)

〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号

東急不動産株式会社 戦略事業ユニット

インフラ・インダストリー事業本部 風力発電事業開発部

陸上風力推進グループ 担当：豊永 宛

○意見書の電子メール送付先 TLC_Assessment@tokyu-land.co.jp

○記載事項

①氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

②方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

※方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。
<https://tokyu-reene.com/news/hokkaidoatsuta2.html>

※閲覧に際して、方法書及び要約書への書き込み、持ち出し、コピー及び写真撮影は不可としています。

以 上

「(仮称)北海道厚田風力発電事業に係る方法書環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

○意見書の郵送先 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂一丁目21番1号
東急不動産株式会社 戦略事業ユニット
インフラ・インダストリー事業本部 風力発電事業開発部
陸上風力推進グループ 担当：豊永 宛

○意見書の種子メール送付先 TLC.Assessment@tokyu-land.co.jp

○意見書の提出期限 令和6年5月7日（火）〔当日消印有効〕

令和 6 年 月 日

[illegible]

信譽

1. 意見書: 氏名及び住所(法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)のご記入願います。
なお、1枚に記載しきれない場合は、複数枚ご使用ください。その際は、意見書右上の(※)にページをふり、2枚目以降にも氏名及び住所をご記入願います。
2. その他: 弊社では、個人情報保護の重要性を十分認識し、ご記入頂いた個人情報は、適正に取り扱うこととしております。なお、ご記入いただいた意見内容に限っては、公表する可能性がありますので、予めご了承ください。

